

船釣りをする皆さんへ

千葉県には、船釣りのルールがあります。

右面へ



<お願い>

- ! 原則、船室外にいるすべての乗船者にライフジャケットの着用が義務化されました。
- ! 漁業者の網に切れた釣り針等が絡まり、けがや漁具の破損被害が発生しています。まき餌や釣り糸等は持ち帰り、海をきれいに保ちましょう。

[お問い合わせ先]

千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)

銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)

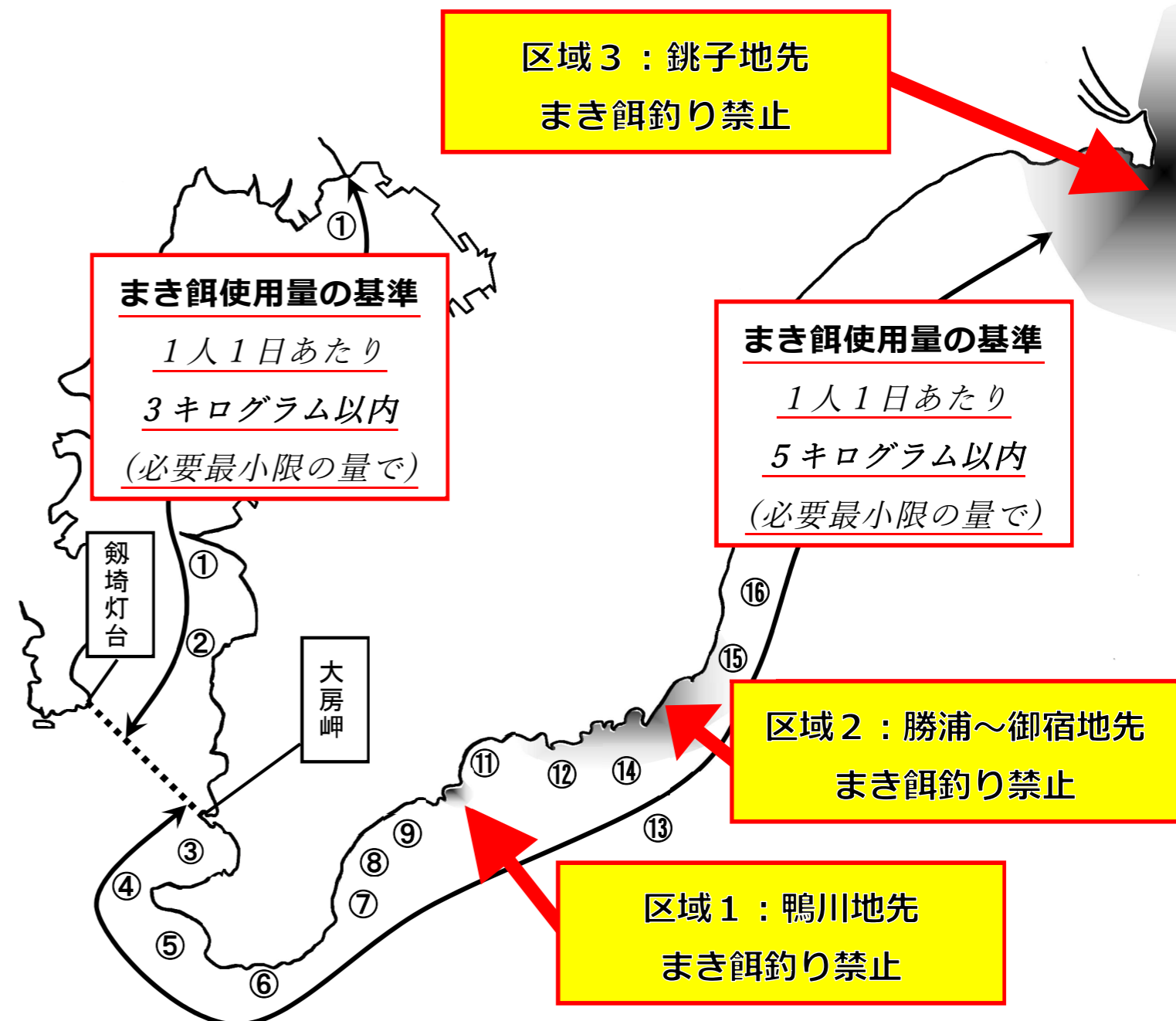
勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

千葉海区漁業調整委員会指示<下図>

1. 下図の1、2、3の区域において、船舶を使用した遊漁のまき餌釣りは禁止されています。
2. 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合、1人1日あたりのまき餌の使用量は、下図のとおり制限されています。

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール

①から⑯の地区ごとに、遊漁をする際の細かなルールがあります。



詳しくは、URLまたはQRコード®からホームページをご確認ください。
「千葉県海面における遊漁のルールについて」
<http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>

